

公 売 公 告

河内長野市 公告 第 85 号

令和 8 年 10 月 13 日

河内長野市長

西野 修平

下記により差押財産の公売をします。

国税徴収法第 9 5 条及び第 9 9 条の規定により公告します。

1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり	
2	公 売 の 方 法	入 札	
3	公 売 日 時	入 札	令和 8 年 11 月 17 日 午 前 10 時 20 分 から 午 前 11 時 50 分 まで
		開 札	令和 8 年 11 月 17 日 午 前 11 時 51 分
	公 売 場 所	大阪府咲洲庁舎41階 公売会場	
4	売 却 決 定	日 時	令和 8 年 12 月 8 日 午 前 10 時 00 分 場 所 河内長野市役所
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり	
6	買受代金納付期限	令和 8 年 12 月 8 日 午 後 2 時 00 分	場 所 河内長野市役所
7	買受人についての資格その他の要件	別紙公売における注意事項のとおり	
8	そ の 他	1. 次順位買受申込者制度の適用があります。 2. 公売保証金の納付は、令和8年11月17日 午前10時20分から午前11時20分までとします。 3. その他、別紙「公売における注意事項」のとおりです。	

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の売却代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、当市に用意してあります。

注意：買受希望者、配当を受けることができる債権者等で、この公告事項の詳細についてお聞きになり

たい方は、 税務課 債権管理グループ までお問い合わせください。

公売公告付表

売却区分番号	河内長野-1	公売日時	11月 17日 午前 10 時 20 分 から 11月 17日 午前 11 時 50 分 まで
見積価額	¥2,860,000 円	公売保証金	¥300,000 円
公売財産の表示	(土地の表示)		
	所在地	在：尼崎市口田中一丁目	(主である建物の表示)
	地番	番：155 番 8	所在地：尼崎市口田中一丁目 156 番地 7
	地目	目：宅 地	家屋番号：156 番 7
公売財産の表示	地積	積：13.78 m ²	種類：居 宅
	所在地	在：尼崎市口田中一丁目	構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	地番	番：156 番 7	床面積：1 階 28.85 m ²
	地目	目：宅 地	2 階 27.19 m ²
公売財産の表示	地積	積：41.83 m ²	
	所在地	在：尼崎市口田中一丁目	
	地番	番：157 番 1	
	地目	目：宅 地	
公売条件等	地積	積：5.31 m ²	
	1	公売財産の表示は、登記簿の表示によります。	
	2	公売財産は、JR 福知山線「塚口」駅から北東に約 1.3 km（道路距離）、阪急神戸線「園田」駅から北西に約 1.5 km（道路距離）付近に位置します。	
	3	公売財産の土地は、間口約 4.8m、奥行最大約 17.6mの不整形な画地です。	
公売条件等	4	公売財産は、南側で幅員約 2.3～3.4mの私道に接道していますが、建築基準法上の道路認定はされていません。建物を建築する際は、建築基準法 43 条第 2 項第 2 号の許可が必要になります。	
	5	南側の前面道路において約 13.78 m ² を私道負担していると考えられます。	
	6	建物は、昭和 42 年に建築された木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建の建物（居宅）です。	
	7	外観から、1 階に未登記の増築部分が存在すると考えられます。	
公売条件等	8	建物の一部分において、隣接地に越境している可能性があります。	
	9	私道部分を除いた面積で建ぺい率を計算した場合、建築基準法による建築物としての適用要件を満たしていない可能性があります。	
	10	公売財産への進入路において、水路部分に橋がかけられており、通行にあたっては許可が必要となる可能性があります。	
	11	行政的条件	
公売条件等	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
公売条件等	防火地域	準防火地域	
	ハザードマップ	洪水 1.0m以上 3.0m未満 内水 0.2m以上 0.5m未満 高潮 1.0m以上 3.0m未満	
	埋蔵物・遺跡等	該当なし	
	その他制限	宅地造成等工事規制区域、第 2 種高度地区	
公売条件等	12	公売財産の引き渡しは、現状のまま有姿で行います。	
	13	河内長野市は、公売財産についての契約不適合責任を負いません。	

公 売 に お け る 注 意 事 項

入 札 の 方 法	所定の入札書により売却番号ごとに入札してください。 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状及び委任者の印鑑証明を提出してください。
開 札 の 方 法	入札書は、入札者の立会いで開札します。
公売参加の制限	河内長野市暴力団排除条例に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は公売に参加できません。
陳 述 書 について	入札をしようとする方(法人である場合にはその役員)または自己の計算において入札をさせようとする方が暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出してください。
公売保証金の納付	公売保証金の納付を必要とするものについては、入札を行う前に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。
最 高 価 申 込 者 の 決 定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者となります。
追 加 入 札 と く じ	最高の同価額入札者が2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
追 加 入 札 と 棄 権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。
再 度 入 札	入札の日時に入札者がいないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行います。
入札書についての制限	一旦入札した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
買 受 人 の 制 限	公売保証金の納付がない場合その他公売公告の事項に違反した場合又は国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者は、公売財産を買い受けることができません。
権 利 移 転 の 時 期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の所有権移転に伴う危険負担移転時期は、買受代金の完納の時です。
権 利 移 転 に 伴 う 費 用 の 負 担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る市税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る市税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は河内長野市に帰属します。
権 利 移 転 の 手 続	権利移転のための登記等は河内長野市で行います。必ず指定した日までに所有権移転登記請求書を提出してください。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。(開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。) 1 売却決定通知書 2 住所証明書(個人の場合・住民票抄本等、法人の場合・商業登記簿抄本等) 3 登録免許税相当の収入印紙又は領収証書 4 固定資産評価証明書又は同通知書 5 郵送料
公売保証金の返還	最高価申込者が決定されなかった場合の入札者又は最高価申込者とならなかった人には、公売保証金を公売終了後お返しします。ただし、営利法人または個人営業者については、その領収証書に収入印紙(200円)の貼付が必要です。
消 費 税 について	1 課税財産及び非課税財産 「課税財産」とは、消費税法別表第二(第6条関係)に掲げる財産以外の財産のことをいい、「非課税財産」とは、消費税法別表第二(第6条関係)に掲げる財産のことをいいます。 2 売却区分番号 河内長野-1 の財産は、課税財産と非課税財産が混在する財産です。 3 入札の方法 入札書の「入札価額」に記載された金額をもって売却決定しますので、買受けを希望する金額を記載してください。 4 最高価申込者等の決定 最高価申込者の決定及び次順位買受申込者制度が適用される場合の次順位買受申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。 5 売却決定 売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

御注意 入札箱に入札書を入れる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。同一人が2以上の入札書を入れることはできません。公売当日は印鑑をご持参ください。

河内長野市 財務資源部 税務課 債権管理グループ